

「錢大媽」事件から見るネット上の商標権侵害に対する権利行使の方策

—万慧達知識産権法律事務所の代理案件が「湾区之光」TOP30 に選出—

広東省における商標・ブランド事業の発展の成果を整理するとともに、広東省における商標・ブランドの民事・行政・刑事の各分野にわたる一貫した保護の成果を示し、市場主体による商標権の保護・行使を行う際の参考及び示唆を提供することを目的として、広東商標協会商標・ブランド専門委員会は、2026 年、「湾区之光」30 周年 TOP30 商標保護典型事例を正式発表した。

万慧達知識産権法律事務所が代理した、「錢大媽」事件は、同 TOP30 の典型事例に選出された。

一、案件の概要

広州市錢大媽農産品有限公司（以下「広州市錢大媽公司」という。）は、「錢大媽」フランチャイズチェーンブランドの運営事業者であり、その「錢大媽」ブランドは 2012 年に設立された。

長年にわたる継続的な使用及び広範かつ積極的な宣伝活動を通じて、「錢大媽」ブランドは、中国の関連需要者の間で既に高い知名度を有するに至っている。2023 年時点で、広州市錢大媽公司が中国国内 30 余りの都市で展開するチェーン店舗数は 3,000 を超えている。また、「錢大媽」商標は、「広東省重点保護商標リスト」に登録されている。

広州市錢大媽公司是、本件被告である広州富 Y 餐飲管理有限公司及び陽某が 2020 年 10 月から 2021 年 12 月にかけて、「qiandam.com」及び「qiandam.cn」のドメイン名を相次いで登録し、「錢大媽生鮮スーパー公式サイト」と称する Web サイトを開設していたことを発見した。被告らは当該サイトにおいて「錢大媽」の標章を商標として使用するとともに、「錢大媽」に関する情報を大量に掲載していた。これにより、関連需要者に対し、当該サイトが原告である「錢大媽」の公式サイトであるとの誤認を生じさせていた。

また、被告らは、問い合わせ電話番号「400-030-2565」を掲載して加盟店希望者を誘引するとともに、百度において「錢大媽」をキーワードとして設定し、百度による検索連動型広告を利用して集客を行っていた。その結果、当該侵害サイトは検索

結果の最上位に表示されていた。

しかしながら、当該サイトが実際にオフラインで募集・宣伝していたのは、被告ら自身が展開する生鮮スーパーのフランチャイズ加盟事業であった。

ウェブサイトの比較については、下図のとおりである。

原告	被告
 原告の公式サイト qdama.cn	 qiandam.com
	 qiandam.cn

上記の権利侵害行為に対し、広州市錢大妈公司是直ちに民事訴訟を提起した。

2022 年 9 月 5 日、広州市白雲区人民法院は第一審審理において、両被告に対し、直ちに侵害行為を停止するとともに、原告の経済的損失及び権利行使のために要した合理的費用として、合計 40 万元を賠償するよう命じる判決を言い渡した。

その後、両被告は控訴したものの、第二審の審理中に控訴を取り下げたため、2023 年 9 月 12 日、広州知識産権法院は控訴の取下げを許可する裁定を下し、第一審判決が正式に確定した。

二、典型的意義

1. 影響力

本件では、模倣サイトは広東省の著名企業である「錢大媽」のブランドイメージを冒用していた。

このような模倣サイトは非常に紛らわしく、さらに検索連動型広告も広範な層に向けて配信されるため、一般の消費者にとって、模倣サイトや虚偽の加盟店募集広告を見分けることが困難な場合がある。

本件は、今日のインターネット技術及び事業環境の特徴を踏まえ、知的財産権者の正当な権利を保護するとともに、インターネット事業者の事業活動を適正化するものであり、商標権侵害行為を抑制し、業界における公正な競争秩序を整備し、健全なブランド経済の構築に積極的な意義を有する。

2. 専門性

本件において、原告代理人は、Web ページ上の表面的な情報の確認にとどまらず、広範な調査を行うことにより、模倣サイトの背後にいる実際の侵害者を特定するとともに、侵害行為について有効な証拠を収集した。

また、弁護士調査命令を十分に活用し、ドメイン名登録サービス事業者に対する調査を実施することで、Web サイトの登録者等に関する事実を明らかにした。

さらに、人民法院に対し、模倣サイトによる商標権侵害、検索連動型広告におけるキーワードとしての使用が商標権侵害及び企業間の混同や共同侵害の認定等、複雑な法律上の問題についても十分な主張立証を行った。

加えて、「錢大媽」商標が「広東省重点保護商標リスト」に登録されていることを示す証拠等を提出し、「錢大媽」商標の知名度及び店舗規模を立証するとともに、損害賠償請求の根拠として活用した。

最終的に、人民法院は、被告らに対し、インターネット上の侵害行為について 40 万元の損害賠償を命じた。

3. 指導的意義

本件は、商業化の進展に伴って規模が拡大・深刻化している、低品質な集客や模倣サイトによる宣伝といったインターネット上の混乱を効果的に取り締まった事例である。

また、司法判断が有する社会的ガバナンス機能を十分に発揮し、公正かつ誠実な

インターネット上のビジネス環境の形成に寄与するとともに、健全なインターネット環境の発展を強力に維持・促進した。

三、本件から得られる示唆

「トラフィック至上主義」ともいえる今日のビジネス環境において、模倣サイトは、精巧に模倣された Web ページデザインと検索連動型広告による集客効果を利用することで、容易に需要者の誤認を招くおそれがある。

その結果、ブランド権利者の信用及び市場シェアが著しく損なわれるだけでなく、虚偽の情報を信じた多数の潜在的なフランチャイズ加盟店希望者に経済的損失を被らせる可能性もある。

しかし、インターネット空間も「法の及ばない場所」ではない。本件では、今日のインターネット技術及び事業環境の特徴を踏まえ、「オンライン上の証拠収集＋オフラインでの徹底した調査」という手法により、知的財産権者の正当な権利を保護するとともに、インターネット事業者の事業活動を適正化した。

このような取組みは、商標権侵害を抑制し、業界における公正な競争秩序を整備するとともに、健全なブランド経済を構築する上で積極的な意義を有する。

著者：陳蓓茵

© 万慧達知識産権 2026 年